通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方 に関する調査研究事業委託要項

令 和 5年 2月 1日 初等中等教育局長決定

1. 趣旨

通信制高等学校は、不登校経験者や中途退学経験者への学び直しの機会の提供など、多様な生徒の学びのセーフティネットとしての役割が期待され、生徒の実態に応じたきめ細かな対応が求められるものであるが、一部の通信制高等学校において不適切な学校運営や教育活動が行われていることが確認されている。そのため、所轄庁において平成28年度から「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(平成28年9月策定。令和3年3月一部改訂。以下「ガイドライン」という。)等に基づく実地による点検調査を文部科学省の協力を得ながら実施しているところであるが、現在においても不適切な学校運営や教育活動を行っている学校が少なからず見られるのが実態である。また、特に広域通信制高等学校においては、サテライト施設を所轄庁の圏域を越えて全国に設置しており、所轄庁の圏域を越えた指導・監督に課題があるとともに、サテライト施設の所在地である都道府県は、当該施設に対して関与できない仕組みとなっている。

こうした現状を踏まえ、本事業においては、所轄庁による通信制高等学校への指導・監督の実態を分析し、適切な教育活動や学校運営に繋がるよう所轄庁による点検調査の在り方について調査研究を行う。また、所轄庁と関係機関又は所轄庁同士の連携を強化し、所轄庁による指導監督の状況や点検調査の結果をはじめ、全国に設置されているサテライト施設等について情報共有を行うプラットフォームの構築を行うとともに、専門家や第三者評価機関等との相談体制を確立するためのスキーム開発に関する調査研究を行う。

2. 委託事業の内容

大きく以下2点について調査研究を行う。

- (1) 所轄庁による通信制高校に対する点検調査の在り方の調査研究
 - ① 文部科学省の協力のもと所轄庁が実施する点検調査(以下「点検調査」という。)に係り、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。)等の法令やガイドラインに沿った教育活動や学校運営となっているかということについて、実際に同行することにより調査内容や調査方法を確認する。その際、通信制高校において管理職経験を有する者等を通信制高校に識見を持つアドバイザーとして同行させるものとする。また、所轄庁が行う点検調査において文部科学省が必要とする調整等について、文部科学省の指示のもと行う。なお、同行する点検調査対象候補校については、所轄庁と文部科学省による協議を経て決定するものとする。
 - ② 通信制高校に対する所轄庁の指導監督に係るスキル向上に繋げるため、所轄庁と密に連携をとり、点検調査が効率的かつ効果的な所轄庁主体の実施方法について研究を行う(ICT を効果的に活用した点検調査の在り方の検討を含む。)。
 - ③ 点検調査を通じて、適切な教育活動や学校運営に向けた調査対象校の課題や改善点等について 分析を行うとともに、既に点検調査を実施した学校の指摘事項に対する改善状況について所轄庁 とともに調査を行う。

- (2) 通信制高校における全国的な質担保のためのプラットフォーム構築
 - ① 全国の通信制高校の質担保に向けて、所轄庁と関係機関又は所轄庁同士の連携を強化し、通信制高校の制度、所轄庁による指導監督の状況、点検調査の結果といった情報をはじめとして、全国に設置されている通信制高校やサテライト施設に係る最新の情報(学校名称、所在地、収容定員、サテライト施設の類型、自己評価・学校関係者評価・第三者評価の実施の有無等)、その他各所轄庁による設置認可基準など通信制高校に係る有益な情報を共有すること等を目的としたプラットフォームとしてWebサイトを構築する。
 - ② 所轄庁が管理監督するサテライト施設(特に、通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設)の所在する都道府県(以下「施設所在都道府県」という。)と所轄庁との連携協力によるサテライト施設に係る点検調査のための実証研究を行う。この際、所轄庁と施設所在都道府県との間で、例えば所轄庁が当該所轄庁の圏域を越えたサテライト施設に係る調査事務を施設所在都道府県に委任する等の方法が考えられ、委任契約事務や施設所在都道府県による調査方法等について助言を行い、円滑かつ適切な調査となるようコーディネートを行う。
 - ③ 点検調査を通して明らかとなった各学校の課題や所轄庁の指導監督の在り方等について、所轄庁を対象とした研修会を開催する。
 - ④ 通信制高校の所轄庁及び施設所在都道府県に対し、通信制高校の教育に識見を有する専門家または第三者評価機関との相談体制を構築するとともに、当該専門家をアドバイザーとして派遣すること等に関する支援を行う。

3. 委託先

本事業の内容を的確に実施することができる事業者を対象とする。ただし、通信制高校を設置する法 人を除くものとする。

申請者が法人格を有していない任意団体の場合は、下記の要件を全て満たすものとする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- 4 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月29日まで

※ ただし、通信制高校や所轄庁を取り巻く様々な課題を踏まえて、本事業を継続して行う必要性が 認められる場合には、委託期間を延長し、継続して委託することもあり得る。

5. 委託手続

- (1) 委託内定後、事業者が業務の委託を受けようとするときは、事業計画書(別添様式第1)等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、事業者と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費(人件費、諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費) を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、額の確定後、委託先の請求により委託費を支払うものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 調査研究の実施過程において、各事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(別添様式第4)を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が事業計画額の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (6) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経 理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託(以下、「再委託」という。) することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託しようとする場合は、事業計画書に「再委託に関する事項」を記載の上、 文部科学省に提出し、承認を受けることとする。 (別添様式第3)
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託)することはできない。

8. 事業完了 (廃止等) の報告

事業者は、業務が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む)は、収支金額を確定の上、 事業完了(廃止等)報告書を作成し、終了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い 日までに、文部科学省に提出しなければならない。(別添様式第5)

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の事業完了(廃止等)報告書について検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、事業者へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記(1)において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 委託の取消し

文部科学省は、団体等が本委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為を したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託契約を解除することができる。

11. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、成果の WEB 上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- (5) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別途定める。